

[会議録]

会議名称	令和5年度第1回市川市住居表示審議会	
議題等	(1) 会長及び副会長の互選 (2) 大野ブロックの住居表示実施に向けて	
開催日時	令和6年1月24日(水) 午前10時00分～午前11時00分	
開催場所	市川市役所第1庁舎6階 理事者控室	
出席者	委員	朽木量(会長)、石井有子(副会長)、阿多真人、富永滋、田代守、益子浩志、堀出知弘
	事務局	総務部：蛸島部長、福田次長 総務課：植松課長、小泉副参事、田崎主幹、涌主査、池田主査
	説明課及び職員	なし
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可 (0 人) / <input type="checkbox"/> 不可	
会議概要 ※詳細別紙	会長及び副会長の互選の後、大野ブロックにおける住居表示実施に向けての説明を行った。	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・委員名簿 ・事務局名簿 ・報告資料1 昭和58年議決区域の住居表示実施状況 ・報告資料2 大野町における「住居表示を実施する区域」議決箇所 ・報告資料3 住居表示整備事業について ・報告資料4 住居表示スケジュール 	
特記事項		

[会 議 録]

別 紙

令和5年度第1回市川市住居表示審議会

【事務局】

定刻になりましたので、ただ今から、市川市住居表示審議会の委嘱状交付式を行います。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

総務部長が皆様のお席にまいりますので、お名前をお呼びしましたら、恐れ入りますがその場でご起立いただき、委嘱状をお受け取り下さい。

<委嘱状交付>

以上で、委嘱状の交付を終了いたします。

それではここで、蛸島総務部長より、皆様にご挨拶を申し上げます。

【蛸島部長】

皆さんおはようございます。

この度はご多忙にもかかわらず、住居表示審議会委員をお引き受けいただき有難うございます。令和7年10月31日の任期満了まで2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は、合理的な住居表示整備の促進のため、事業実施に必要な調査、審議を行っていただくものであり、本日の会議は、大野ブロックの住居表示を実施するため開催をいたしました。

前回の令和3年7月の審議会開催以降、新型コロナウイルスの影響もあり、開催が難しい状況でしたが、その間、事務局においても大野町の現況調査や実施範囲の検討を重ね、今回、皆様にご説明するため開催をさせていただいているところであります。

皆様におかれましては、今後の調査・審議に当たり、一方ならぬご苦勞をおかけすることと存じますが、何卒ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。以上で委嘱状の交付式を終了いたします。

本日の会議は皆様に市川市住居表示審議会委員として就任いただいて初めて開催される会議ですので、会長、副会長が選任されておりません。そのため、会長が選任されるまでは私が進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は初めての開催となりますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。名前を呼ばれた方から自己紹介をお願いしたいと思います。

阿多 真人 委員でございます。

石井 有子 委員でございます。

朽木 量 委員でございます。

田代 守 委員でございます。

[会議録]

富永 滋 委員でございます。
堀出 知弘 委員でございます。
益子 浩志 委員でございます。

なお、宇戸谷委員、田家委員、油利委員は、本日は欠席でございます。
以上 10 名の皆様にご就任いただいておりますので、よろしく願いいたします。
つづきまして、事務局職員を紹介させていただきます。
蛸島 総務部長でございます。
福田 総務部次長でございます。
小泉 総務課副参事でございます。
田崎 住居表示グループ主幹でございます。
涌主査でございます。
池田主査でございます。
最後に、総務課長の植松と申します。よろしく願いいたします。

ここで、総務部長、総務部次長は、他の公務があるため、ここで退席させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

つづきまして、本日使用する資料の確認をさせていただきます。
お手元にお配りしました資料は、次第、委員名簿、事務局名簿、事務局報告書類を含め、全部で 7 点でございます。資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、会議に先立ち、事務局から報告させていただきます。
まず、本日の定足数についてです。
本日は宇戸谷委員、田家委員、油利委員が欠席となっておりますが、7 名の委員にご出席いただいております。過半数の委員が出席しておりますので、市川市住居表示審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数に達していることから、本日の会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。
また、本日の会議には傍聴希望者は今のところいらっしゃいません。
最後になりますが、会議録作成のため録音させていただき、会議録は公開することとなりますので、ご了承のほどお願いいたします。
報告は以上です。

それでは、ただいまから、第 1 回市川市住居表示審議会を開催させていただきます。
最初に「会長及び副会長の互選」についてですが、「市川市住居表示審議会条例」第 5 条第 1 項及び第 2 項により、会長及び副会長各 1 名を委員の中から互選することとなっております。
はじめに、会長の選出について、皆様でご協議をお願いいたします。

【阿多委員】

私としましては、ここ 2 年間ぐらいちょっと当委員会はブランクがあったわけですが、歴代の会

[会 議 録]

長の就任状況や今までのご経験も踏まえまして「朽木委員」が適任であると考えますので、「朽木委員」を推薦したいと思います。

【事務局】

ただいま阿多委員から会長は「朽木委員」とのご推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

<委員全員 了承>

ありがとうございます。それでは、会長を「朽木委員」にお願いしたいと思います。朽木委員、よろしいでしょうか。

<朽木委員 了承>

それでは、恐れ入りますが、朽木会長は会長席に移動をお願いいたします。

<席札交換>

朽木会長、恐れ入りますが、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

【朽木会長】

<挨拶>

【事務局】

ありがとうございました。

それではこの後の会議の進行につきましては、市川市住居表示審議会条例第6条第1項に基づき、朽木会長にお願いしたいと思います。

【議長:朽木会長】

それでは、私の方から司会をさせていただきます。

続きまして副会長の互選について議題としたいと思います。

どなたかご推薦いただける方はございますか。

【富永委員】

私といたしましては、石井委員を推薦したいと思います。

【議長:朽木会長】

ただいま、富永委員から副会長は石井委員とのご推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

<委員全員 了承>

[会 議 録]

ありがとうございます。そうしましたら、石井委員、お引き受けいただけますでしょうか。

<石井委員 了承>

ありがとうございます。それでは副会長を石井委員にお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、石井副会長におかれましては、副会長席に、また田代委員におかれましては、阿多委員の隣の席へ移動をお願いいたします。

<席札交換>

石井副会長、恐縮ですが一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

【石井副会長】

<挨拶>

【議長:朽木会長】

ありがとうございました。

それでは、次の議事である「大野ブロックにおける住居表示の実施に向けて」に入りたいと思います。

事務局に伺いますが、本案件に非公開情報は含まれているのでしょうか。

【事務局】

非公開情報はございません。

【議長:朽木会長】

ありがとうございます。非公開情報はないとのことですので、会議録等を公開することとしてよろしいでしょうか。

<委員全員 了承>

ありがとうございました。

それでは、会議録等を公開することといたします。本日、傍聴希望者はいないとのことですので、このまま会議を進めます。

はじめに、「大野ブロックの住居表示実施に向けて」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

総務課住居表示グループの田崎と申します。今後実施予定の大野ブロック住居表示整備事業につきまして、お手元の資料に沿ってご説明いたします。

[会 議 録]

1 枚目の資料をご覧ください。

こちらの資料は、昭和 58 年に議決済みとなっている住居表示を実施すべきブロックについて、その実施順を示したものです。

この実施順は、平成 30 年 3 月に住居表示審議会より答申いただいたものであり、実施すべきブロックごとに街並みの形成がどれくらい進んでいるかという視点で比較し、街並みの形成が高いブロックから順に実施することとしたものです。実施順は稲越ブロック、大野ブロック、北方町ブロックとなっており、令和 3 年 2 月に稲越ブロックを実施しておりますので、今後は、大野ブロックを実施していく予定となっております。

2 枚目の資料をご覧ください。

こちらの資料は、大野地区を議決エリアとそうでないエリアに色分けした図面となっており、赤い線で囲まれた部分が、昭和 58 年に議決されているエリアとなっております。

議決エリアは、1 丁目の全域と 2 丁目の一部と 3 丁目の一部となっておりますが、事務局にて事前に行った現地調査で、1 丁目の街並みの形成は確認できましたが、2 丁目に関しては、現在も畑が多く存在している状況であることから、まずは 1 丁目から、住居表示を実施し、2 丁目、3 丁目については、街並みが形成されてから順次実施していく予定としております。

3 枚目の資料をご覧ください。

住居表示の制度についてご説明いたします。

まず左上をご覧ください。青く塗られた部分が住居表示を実施済みのエリアで、白い部分が未実施のエリアです。北側の白い部分には、大野ブロックや北方町ブロックが含まれており、今後徐々に住居表示を進めていく対象となっておりますが、南側の白い部分については、工業地域であることから宅地が少ないため、現在のところ住居表示を実施する予定はありません。

次に左下をご覧ください。住居表示の附番方法についてご説明いたします。

住居表示は何丁目といった「町名」、何番の部分の「街区符号」、何号の部分の「住居番号」からなり、各建物に 1 つの番号が設定されます。

住居表示を実施する前の住所は、土地の地番を住所として使用しているため、順番に建物が並んでいませんが、住居表示の実施により、何丁目何番何号と住居番号が右回りに附番されるので、建物の並び方に規則性が生じることになります。

何丁目何番何号の何番にあたる部分の「街区符号」は、「市川市住居表示整備基準」(以降、整備基準とさせていただきます。)により市役所に近い街区を起点とすることとなっております。

つづく、何号にあたる部分の「住居番号」は、同じく、整備基準により、市役所に近い建物を起点とすることとなっております。

現在、ネット通販やデリバリーサービスを利用する方が以前より増えています。住居表示実施時は、重複のない住所を附番することで誤配送のリスクを減らせるものと期待しております。

ただし、今後、例えば、広い敷地の中に小面積の分譲住宅が複数棟建築される場合等、どうしても重複番号を用いなくてはならないケースも発生してしまいます。先ほど申し上げたとおり、あくまで住居表示実施時点での話であり、時間の経過とともに変化していつてしまう部分であることを申し添えておきます。

右上をご覧ください。

住居表示を実施した場合のメリットとデメリットについて、まとめてあります。

[会 議 録]

住居表示を実施したことによるメリットは、先ほどから申し上げているとおり、建物に附番した住居番号が順番に並ぶことです。ただし、デメリットもございます。

それは、住民のみなさまに住所変更の手続きが発生することです。

右下をご覧ください。

市役所で管理している住民票、印鑑登録、国民健康保険などや、法務局で管理している登記簿については、一括して住所の変更をいたしますので手続きの必要はありません。

また、電気ガス水道などの公共料金についても、関係機関に協力をいただくため、住所変更の必要はありません。

手続きが必要なものとしては、マイナンバーカードや免許証の券面の住所変更や、銀行やクレジットカードの住所変更などがあります。市といたしましては、市から東京電力さん、NTTさん等のインフラ系の企業等に対し、住所変更を依頼することで、住民への負担を減らすよう努めておりますが、マイナンバーカードや免許証などの各人がお持ちになっているもの等は、手続きを省略することが出来ないものもございますので、住所変更の手続きをまとめたパンフレットを配布したうえで、相談があった際には案件ごとに丁寧な説明を心がけてまいります。

また、一部を除き、手続きに期限が設けられているものではありませんので、必要性が生じた際に手続きをしていただくこととなります。

最後に4枚目をお願いいたします。

住居表示が実施されるまでのスケジュールについてです。

概ね、住居表示の実施までに3年程度かかる予定でおりますので、令和6年度より開始しますと、令和8年度に住居表示が完了することとなります。それぞれの年度で、まず6年度は、説明や周知を行う期間、7年度は、審議会より答申をいただき、住居表示整備事業を行うための予算を確保する、8年度は、現地にて世帯調査を行い、建物に住居番号を附番し、住居番号設定通知書を交付し、住居表示の整備事業が完了することとなります。

以上で、事務局より大野ブロック住居表示整備事業についての説明を終わります。ありがとうございました。

【議長: 朽木会長】

只今の報告事項につきまして、委員の皆様方の中で、ご質問等がある方は挙手をお願いします。

【石井副会長】

仕事柄、住居表示というのは関わりがあるのですが、日頃疑問に思っていたのが、住居表示を実施した後に土地の分筆等をした場合に、同じ住居番号を設定する箇所もあれば、6丁目2-3-1のように4桁になるところもあるし、どんどん番号をふやしていってしまうところもあるし、それというのは現場担当の方がこの地域によって、どちらがよいか判断して設定しているのですか。

【事務局】

お答えいたします。

まず、土地の分合筆に関しまして、住居表示の番号とは別物でございますので、分合筆に際して住居番号が変わるということはありません。

[会議録]

石井副会長がご指摘のように、住居番号が 4 桁などになる場合については、各自治体によって基準を設けております。

例えば、開発が起きて、各戸の住所に何丁目何番何号という同じ番号がついてしまう箇所で、同じ名字の方がいらっしやると誤配の可能性があるという場合においては、枝番号という制度があります。住居番号の最後に-1 とか-2 とか、つまり 4 桁目ですね。これを、例えば船橋市は積極的につけていると聞いていますが、市川市の場合は、居住する方の要望を受けて付けさせていただいているということです。

もちろん、番号を付番するときには、枝番号の制度というのは当然説明させていただいて、皆さんがご不便の無いように住んでいただくということです。

【石井副会長】

同じ住居番号の場所についてですが、大きな分譲地だったら、建築業者さんがそれぞれ分筆し、別々の 4 世帯が住んだりすると、地域とか市によって、同じ住所にしてしまうところもあるのですね。

【事務局】

これにつきましては、制度上、皆様にご迷惑をおかけしているところです。

市の実施基準で、建物の入り口が道路等のどの部分に接するかというところで、住居番号を決めておりますが、細かく番号の設定をすると非常に番号が多くなってしまいますので、15m程度の間隔で番号を決めさせていただいております。

そういったなかで土地開発が起きて、例えば複数の建物の玄関が隣接して集まってしまうと、どうしても同じ住居番号になってしまうということがございます。

我々としても、それによってご迷惑をおかけしないように枝番号制度を設けております。

【益子委員】

住居表示の関係なのですけども、ホームページ等を見ると「建物の玄関がこっちだとう設定する」などの番号付定の方法について、イラストなどで表記し説明している自治体がたまにあるようなのですけども、市川市のホームページではそういった住居表示の付番の方法の紹介は、特に掲載していないのでしょうか。

【事務局】

お答えいたします。

市川市は住居表示のイラスト等で付番方法のご案内は差し上げておりません。

届出につきましては 8 割 9 割方、建築業者の方が申請に来庁されるため、市民の方はとても少ないです。

業者の方が届出する場合として、必要書類は何かということに視点が置かれますので、申請方法については説明がございしますが、付番方法やそのイラストは掲載していない状況です。

【富永委員】

町名や町割りについて、住民説明会や住民アンケートをとって、例えば、過半数決議とか、或い

[会議録]

はあくまでも最後まで少数意見を尊重しながら説得や理解を求める方向でいくのか、採決というのはどういう基準なのでしょう。

【事務局】

お答えいたします。

アンケートにつきましては、自治会の皆様のご協力をいただきながら全戸に配布させていただく予定でございます。

回収は 100%とはならないとは思いますが、回収したうちのデータを集計して、町名や町割りの案を作り、審議会で審議していただきますが、特に町名の部分については 100%の住民の皆様にご賛成していただくのは難しいかと思っております。

大きな反対がない限りは大多数の意見を採用し、アンケートの手法としては「町名を決めてください。それを書いてください」と言われてもなかなか書けないと思っておりますので、例えばいくつかの候補から選択していただくとか、例を上げるなどという、過去に住居表示を実施した稲越の例も参考にしながら進めさせていただきます。

その中で、反対のご意見を聞きましたら当然ご対応はさせていただきますが、それは参考に、あくまでも民主的な方法で採決を取りたいと思っております。

【富永委員】

市川市は歴史的な地名がたくさんあります。

例えば平安時代とか、或いは奈良時代などに遡るような地名が存在し、或いは市川の本八幡地区だと、もう簡単に本町とか、駅前とか、北町とか、北とか南とかっていう、大変な地名の割り振りで、それら地名の後には 1 丁目 2 丁目 3 丁目という、いわゆる行政が利用しやすい、区割りしやすいような見方をもってその地名をつけていく場合があるかと思っております。

大野地区においても、古い地名を持っているところがあると思うのですが、そういった歴史的な昔からの呼び名に対する考え方というのはどのように汲み取っていくのか、あくまでも簡単な行政割りをしていくのか、或いはそういう昔の考え方を取り入れて決定していくのかという、その基本的な考え方を教えていただきたいです。

【事務局】

町名に関しましては、市の方で一方的に決めて、皆様に使っていただくということは決していたしません。

そのためにもアンケートを取らせていただきますが、町名に関しましては、例えば大野町を今後実施していく予定ですが、大野町の「町」は取るだとか、そういう細かな規定がございます。

大野町 1 丁目の住居表示実施が終わりますと、大野町 2 丁目以降が残りますが、そうすると実施した大野町 1 丁目に「大野町」という名前が残ってしまうと紛らわしいので、「町」を取りなさいとか、そういったところでございます。

基本的には町名は居住されている皆様が使いやすいとか、あと馴染みがあること等という基準がございます。例えば大野地区での迎米(むかいごめ)というエリアがありますけれども、由緒正しい昔からの字名でして、皆様のアンケートの結果それがいいということであれば、それを反映させていた

[会 議 録]

だきますし、基本的には皆様の意見を尊重し、決めさせていただきたいというふうに思っております。

【議長:朽木会長】

今の件、前回の経緯を知っているので、補足させていただいてもよろしいですか。

稲越 1 丁目から 3 丁目までの住居表示実施の際にも実は議論がありまして、もともと稲越は「イナコシ」なんです。中世以来の名前は「イナゴシ」なんです。

で、イナコシなのかイナゴシなのかというので「コ」なのか「ゴ」なのかという、濁る・濁らないという問題があったのですが、それについて、住民のアンケートをとった上で、どうして「ゴシ」になったのかっていうと、実は明治の時にその地番表示が始まっていくときに、「町」がついたのです。

ですから、「イナ『コ』シマチ」という言いにくいのですね。「イナ『ゴ』シマチ」の方がいいやすいです。

そういう経緯から「イナゴシ」という言い方で濁るようになってきて、そしてまたその稲越という地名が、さらに小学校の名前であるとか、そういったようなものがすべて「イナゴシ」になっていくというようなことから、正式にはもともと中世以前の名前は「イナコシ」であったのだけれども、最終的に地名として採択していくときには、「ゴシ」の方がいいじゃないかという。

もちろん『コシ』の方がよい」という意見も地元の住民の方の中にもありましたけれども、お伺いした上でアンケートの結果「ゴシ」の方が多数であったということから「イナゴシ」になった、そういうふうに記憶しておりますので、恐らく今回の場合も同じように複数の候補があった場合には、地元の意見を尊重しながら、この審議会にて答申をし、そしてその答申を踏まえて、議会において議決していただくという形の手続きになろうかと思えます。

【富永委員】

例えば、そういう地名が「ゴシ」か「コシ」か、それが言いやすいようにということで決まったということもあるのでしょうか、そういった場合には住居表示審議会として決定して、その後市民に公開するにあたっては、歴史的経緯等をわかりやすく、ゴシになったのですよ、その経緯はこうですよというのを付け加えて、市民に周知する必要があるのではないかと。

地域の人だけではなくて、市川市民にどうしてそういう流れがあったのかという、歴史的な、或いは、その他理由をきちんと話を付け加えて新しい地名の発表をした方が、市民にやさしい感じがするのではないかというふうに思います。

【議長:朽木会長】

審議会の議論が優先しているわけではなくて、「コシ」なのか「ゴシ」なのか、ということも、なぜそういった議論が必要なのかということも、住民に対して説明会も実施しますし、その上でアンケート調査をした上で、最終的にそちらが選ばれているという形だったと記憶していますので、そういう意味では住民説明会等のところで十分な説明はなされていたのかなと思います。

あとは微細なことですけど、例えば、前回の稲越の住居表示実施の時に議論したのは、1 丁目 2 丁目 3 丁目みたいな区割りをどうするのかといったときに、その区割りの部分で、例えば、もともとは一つの自治会だったりするわけですが、今後その地番が分かれて区割りも分かれていくときに、例えば 1 丁目自治会、2 丁目自治会というふうに分かれていくという可能性もある。

[会 議 録]

そういったこととか或いは、自治会だけじゃなくお祭りの時の町内組合の問題だとか、そういったようなことで、一応、道を境にして区割りをしていくのですけれども、その区割りをしていくときにそれでいいのかどうかというのは十分に確認をして欲しいということは、審議会の側からも提言し、それについても十分説明をし、また地元の方々についても「そこで問題ない」というような、ある種の確約というか、そういったことを踏まえて実施されたように記憶していますので、そういったあたりはかなり丁寧な説明がなされていたのではないかなというふうに、私を知っているのは稲越の時だけなので、それ以前の結構もめた会議がかつてあったというのは聞いておりますが、しかしながら、直近の場合にはそういったことはかなり丁寧な説明されたように思います。

【富永委員】

先ほど申し上げましたように大野地区あたりは古い地名がまだ残っています。

会長がおっしゃった通り、古い地名は歴史のこともあるし、お寺の、それから神社の関わりで今現在もお寺や神社の役員とかお神輿とか、そういうものもすべてそれに関わってきて、担いでいるわけですね。

だから、そうすると新しい地名で線引きを二つから三つなど細分化した時に、そうすると心配なのは神社のお神輿の役員さんを二分三分してしまうと、なかなか担ぎきれないというのはおそらく発生するかと思うのですよね。

そういう区割りの問題もあるし、子供がだんだん少なくなって、お年寄りがだんだんお亡くなりになっていくとすると、それがもう現実化する場合もあり得るのですね。

ですから、なかなかその歴史的な問題、多分に加味した方が、こういう地割り、或いは町名をつけるとき、道路の線引きをするっていうのは非常に難しい問題が絡んでくるのかなと思います。簡単には合理的には判断や、一筋縄ではいかないのかなというふうに私も多少心配はしているのです。

【議長:朽木会長】

ご懸念ごもっともかと思いますが、稲越同様、丁寧な説明というのは、私の方としても心がけて運営していきたいと思っております。おそらく、市側も画一的に動かそうと思っている訳ではないと思っておりますので、そういった所を自治会や住民説明会の中で意を尽くされるのではないかと思います。いかがでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。

1年目に自治会説明と住民説明会を設けておまして、長いという意見もあるかと思っております。ただ、ここは十分丁寧にやっていきたいと考えております。

全ての皆様に了承得られる訳ではないですけども、事業内容をなるべく知っていただきたいという思いでやっております。

以上でございます。

【阿多委員】

新しいものに対しては住民の皆さん抵抗感というか、どうしてもあって、これはもう年月を経て、慣

[会 議 録]

れていくのも一つあると思います。

私は、八幡地区に住んでいるのですが、「古八幡」という町名は、現在は無いのですよ。ただ、古くからの住民には通じている名称なのですね。

歴史的な名称はあるにしても、住居表示の利便性とか、今後将来的なことを考えて、慣れていってもらうしか最初はしょうがないように思います。

【議長: 朽木会長】

この部分も慎重に議論していきたいと思います。

では、他にこの点以外でいかがでしょうか。

【田代委員】

先ほどの住居表示で、他の世帯と同じ番号がいくつかあると。

私も宮久保に住んでいるのですが、同じ番地っていうのが 3 世帯ありまして、特に名前が違うので問題ないのですが、何故同じなのかなと思っておりました。

先ほどの枝番を付けることによって、配達の問題とかを解決しようとお答えいただいたと思います。

その場合、住民票も変えなきゃいけないのか、また、それによって免許証やマイナンバーカードといったようなものも変えなきゃいけないのか、それはあくまでも便宜上の問題なのかをお聞きしたいのですが。

【事務局】

はい、お答えいたします。

枝番号という制度は、もし現在居住の実態があるケースで、同じ住所があるってことに気づかれて、枝番を番号付ける場合、実は簡単にいく制度ではございません。

その場合には、住所が変わってしまうことになりますので、引っ越しと同じ程度の住所変更の作業が必要になってしまいます。

建物が新築されると、我々の方に住居番号の申請が上がってきます。その時でしたらまだこれから転居届をするタイミングですので問題はないです。

【議長: 朽木会長】

他にご質問等ございますか。

【堀出委員】

枝番号について教えてもらいたいです。住居表示をするにあたって現状ある建物に住居番号をつけていくと思いますが、住居表示実施時に枝番が発生するということはあるのでしょうか。

【事務局】

お答えいたします。

住居表示実施にあたっては新たに住居番号が振られますので、枝番号は設定しません。

[会 議 録]

【堀出委員】

最近だと表札を出さない方が多いので、緊急通報を受ける際に困ってしまいます。そういった意味で住居表示実施時に戸別に住居番号が振られる部分と、今後分譲住宅が出来て枝番号を付けていただくところが増えると助かるというところはあるので、参考にさせていただければと思います。

あと、警察の方としましては住民の方に運転免許証等の住所変更の手続きをしていただくこととなります。

【議長:朽木会長】

他、ご質問ご意見等ありますでしょうか。

【益子委員】

住居表示実施がされることによって、登記も変更されているものと理解している人が多いので説明をしっかりとっていただきたいと思います。

【事務局】

はい、ありがとうございました。

【議長:朽木会長】

他にご質問、ご意見等ありませんでしょうか。

他になければ、質疑及び本日の議事を終了いたします。

最後に、事務局より連絡事項があればお願いします。

【事務局】

次回審議会の開催につきましては、大野地域の皆様への説明会の後に、町名・町割りについての諮問を予定しております。会議を開催する時期になりましたら、メール等にて日程調整をさせていただきます。

また、後日、本日の会議録のご確認のお願いをさせていただきます。ご確認いただいた後、会議録を市のホームページにて公開する予定です。

連絡事項は、以上でございます。

【議長:朽木会長】

それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回市川市住居表示審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。